

令和5年12月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

携帯電話機（スマートフォン）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 7件
（うちバッテリー（リチウムポリマー、玩具用）1件、
電動アシスト自転車1件、蛍光ランプ1件、照明器具1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
除湿機1件、携帯電話機（スマートフォン）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
（うち電動車いす（ハンドル形）1件、温水式浴室換気乾燥暖房機1件、
喫煙器具（充電式、たばこカートリッジ加熱式）1件、
シュレッダー1件、リチウム蓄電池1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）1件、照明器具（充電式）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A202300163、A202300164、A202300173、A202300266、A202300277、A202300370を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社UPQ（現 株式会社C e r e v o）が輸入した携帯電話機（スマートフォン）について

（管理番号：A202300847）

①事件事象について

株式会社UPQ（現 株式会社C e r e v o）（法人番号：3010001122161）が輸入した携帯電話機（スマートフォン）を他社製の充電器及びUSBケーブルに接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡し、火災に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2017年（平成29年）7月24日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、販売店を通じて使用者にダイレクトメールを送付するなど、対象製品について回収（無償）を実施しています。

③対象製品：機種名、バッテリー型番、販売期間、対象台数

| 機種名 | バッテリー型番 | 販売期間 | 対象台数 |
|----------------|-----------|---------------------------|-------|
| UPQ Phone A01X | UPQ-BPA01 | 2015年12月 ～ 2016年10月 | 6,059 |

2017年（平成29年）7月24日からリコール（回収（無償））を実施
回収率：62.9%（2023年12月27日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2015年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

| 年度 | 事故件数 | 被害状況 | 年度 | 事故件数 | 被害状況 |
|--------|------|-------|--------|------|------|
| 2023年度 | 0 | — | 2018年度 | 0 | — |
| 2022年度 | 0 | — | 2017年度 | 2 | 火災 |
| 2021年度 | 0 | — | 2016年度 | 1 | 火災 |
| 2020年度 | 1 | 火災・軽傷 | 2015年度 | 0 | — |
| 2019年度 | 0 | — | | | |

※当該事故（管理番号：A202300847）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(ア) 対象製品を搭載した携帯電話機（スマートフォン）の外観



(イ) 対象製品の外観

- ・ 未対策品の型番は「UPQ-BPA01」
- ・ 対策済品の型番は「UPQ-BPA01X」となります。



未対策品のバッテリー



対策済品のバッテリー

(ウ) 対象製品の確認方法

お持ちのスマートフォンのバッテリーが対象製品かどうかについては、シリアルナンバーを御確認の上、事業者の問合せ先に御連絡ください。

なお、シリアルナンバーは個装箱の側面シール又はスマートフォン本体からバッテリーを外した下図赤枠で示した箇所で確認することができます。



(個装箱の側面シール)



(スマートフォン本体内部)

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収（無償）（バッテリーのみ）を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社Cerevo UPQPhoneお客様窓口

メールアドレス：osc@cerevo.com

営業時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

※メール、申込みは24時間受付可能です。

※営業時間外の受付分については、翌営業日以降の対応となる場合もあります。

ウェブサイト：<https://info-blog.cerevo.com/upq-phone-a01x/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：石田、首藤、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：伊藤、佐々木

電話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|-----------|----------------------|------------------------------|---|------|---|----------|---|
| A202300163 | 令和5年4月11日 | 令和5年5月29日 | バッテリー(リチウムポリマー、玩具用) | 7.4v 2000mAh [45C-30C] ミニタイプ | 株式会社バトンTrading (輸入事業者) | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。 | 茨城県 | 令和5年6月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202300164 | 令和5年4月30日 | 令和5年5月29日 | 電動アシスト自転車 | BM-P10C | 株式会社カイホウジャパン (輸入事業者) | 火災 | 当該製品のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、バッテリーに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱して焼損したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。 | 新潟県 | 令和5年6月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202300173 | 令和5年5月12日 | 令和5年5月31日 | 蛍光灯 | EFD15EN/12-C6 | NECライティング株式会社(現 株式会社ホタルクスが事業承継) (輸入事業者) | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、電極フィラメント成分が飛散、ステムガラス部に蒸着し、導通経路が形成されて、異常発熱したことによってステムガラスの溶融及び近傍樹脂の焼損に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であるため、原因の特定には至らなかった。 | 群馬県 | 令和5年6月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202300266 | 令和5年6月18日 | 令和5年6月29日 | 照明器具 | 9LKZ836-KSG | NECライティング株式会社(現 株式会社ホタルクスが事業承継) | 火災 | 当該製品を使用中、異音と異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、長期使用(15年)により、インバーター基板上のフィルムコンデンサーの絶縁性能が低下し、内部短絡して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。 | 大阪府 | 令和5年7月4日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202300277 | 令和5年6月22日 | 令和5年7月3日 | バッテリー(リチウムイオン、電動工具用) | なし | 大栄トレーディング株式会社 (輸入事業者) | 火災 | 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、リチウムイオン電池セルの異常発熱により出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。 | 大阪府 | 令和5年7月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|------------|----------------|-------------------------|-------------------------------------|------|--|----------|---|
| A202300370 | 令和5年7月18日 | 令和5年7月28日 | 除湿機 | CD-P6311 又は CD-P6312 | 株式会社コロナ | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、製品内部のリード線の断線箇所に溶融痕が認められたが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。 なお、使用者が故障を認識しながら当該製品の使用を継続したことも事故発生に影響したものと考えられる。 | 新潟県 | 令和5年8月1日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A202300847 | 令和5年12月8日 | 令和5年12月25日 | 携帯電話機(スマートフォン) | UPQ Phone A01X(BK) | 株式会社UPQ(現 株式会社Cerevo) (輸入事業者) | 火災 | 当該製品を他社製の充電器及びUSBケーブルに接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡し、火災に至ったものと考えられる。 | 兵庫県 | 平成29年7月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 62.9% |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|------------|------------------------|------------|--|----------|--|
| A202300843 | 令和5年12月15日 | 令和5年12月25日 | 電動車いす(ハンドル形) | 重傷1名 | 店舗の駐輪場で当該製品で走行中、駐輪中の自転車に接触後、自転車転倒防止柵に衝突し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | |
| A202300844 | 令和5年12月12日 | 令和5年12月25日 | 温水式浴室換気乾燥暖房機 | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 愛知県 | |
| A202300845 | 令和5年11月22日 | 令和5年12月25日 | 喫煙器具(充電式、たばこカートリッジ加熱式) | 火災 軽傷1名 | 当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 東京都 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 |
| A202300846 | 令和5年11月29日 | 令和5年12月25日 | シュレッター | 火災 | 施設で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 兵庫県 | 令和5年12月14日に消費者安全法の 重大事故等として 公表済 |
| A202300848 | 令和5年10月10日 | 令和5年12月26日 | リチウム蓄電池 | 火災 | 事業所の休憩所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 群馬県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月18日 |
| A202300849 | 令和5年11月20日 | 令和5年12月26日 | ポータブル電源(リチウムイオン) | 火災 | 工場で当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年12月13日 |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|------------|-----------|------|---|----------|--|
| A202300850 | 令和5年6月11日 | 令和5年12月26日 | 照明器具(充電式) | 火災 | 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 令和5年11月2日に消費者安全法の重大事故等(LEDランプ(充電式))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

バッテリー（リチウムポリマー、玩具用）（管理番号：A202300163）



電動アシスト自転車（管理番号：A202300164）



蛍光ランプ（管理番号：A202300173）



照明器具（管理番号：A202300266）



バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）（管理番号：A202300277）



除湿機（管理番号：A202300370）

